

統一競技規則付則

2017年4月2日公示

第1条 参加車輛の安全装備及びドライバーの装備品、

① 参加車輛は別記車輛規則に合致したものでなくてはならず、その上でさらに安全に競技を行えるよう十分に事前整備が行われていなければなりません。また、競技中(フリー走行中を含む)は常に車輛規定に合致した状態で走行しなければならない。

② モーターレーシングは時に生命の危険が生じる可能性のあるスポーツである。このためドライバーの生命を守る点から、装備品の選択は非常に重要であることを参加者は強く認識すること。ドライバーの装備品については以下の通りとするが、主催者はJAF 規定に則った装備品の装着を強く推奨する。JAF 規定に定められた装備品について不明な点があれば、主催者へ問い合わせること。

②-A: 長袖長ズボンの服装で、耐火グローブ、ヘルメットの着用を義務付ける。耐火性レーシングスーツ・シューズ・グローブの着用を主催者は強く推奨する。

②-B: ヘルメットの種類に関してはフルフェイス、またはジェット型のヘルメットを認める。(バイク用でも可能としますが、ハンキャップや工事用などのヘルメットは不可。なお、安全性が確保された自動車競技用ヘルメットの装着を主催者は強く推奨する)

②-C: HANSの着用を強く推奨する。

③ 身体障害の部位を表示するマークを車輛に貼付すること。貼付場所は左右ドアノブに隣接する場所であること。なお、マークは主催者が貸与する。

第2条 サーキットにおけるドライブ行為の規律

参加ドライバーがコース走行に際して、遵守しなければならない事項を以下の通り定めます。

① 信号の遵守

ドライバーは、オフィシャルが掲示する信号の意味を熟知していなければならず、また、絶対に遵守してください。これに違反した方へは厳重なペナルティーが科せられます。

② 走行中の車輛の停止

競技中に何らかの理由で車輛をコース上で停止させる場合は、速やかにコース外の安全な場所(できればコースマーシャルのいるコースポスト付近)に停止してください。

なお、車輛から緊急に避難しなければならない場合(車輛の火災など)には、ドライバーは自らの力で車外へ脱出しなければなりません。この際、コース係員も脱出の援助に急行しますが、車輛からの離脱は原則としてドライバー自身の責任において行っていただきます。

③ 体調不良時の走行の禁止

ドライバーの体調が思わしくない時は、走行を中止する勇気が必要です。また、体調不良の場合は遠慮せずに主催者まで申し出てください。